

令和5年第3回四万十町議会定例会

議案説明資料

令和5年9月13日開会

四 万 十 町

直接請求に基づく「施設規模の見直しを求める住民投票条例の制定」参考資料

▶この資料は、直接請求に基づく「施設規模の見直しを求める住民投票条例」の制定にあたって、これまでの経過や町の考え方等をまとめたものです。

事業名： 文化的施設整備事業



地方自治法（抜粋）

第5章 直接請求

第1節 条例の制定及び監査の請求

第74条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者（以下この編において「選挙権を有する者」という。）は、政令で定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。

2 前項の請求があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに請求の要旨を公表しなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、第1項の請求を受理した日から20日以内に議会を招集し、意見を付けてこれを議会に付議し、その結果を同項の代表者（以下この条において「代表者」という。）に通知するとともに、これを公表しなければならない。

4 議会は、前項の規定により付議された事件の審議を行うに当たっては、政令で定めるところにより、代表者に意見を述べる機会を与えなければならない。

5～9 [略]



令和5年9月

企画課／文化的施設整備推進室

施設

規模

の

見直し

とは？

規模拡大

例) 今の設計より増やすべき
(又は〇〇を追加すべき)

適正規模

判断基準となる施設規模 (基本計画を踏まえた延床面積)

規模縮小

例) 施設は必要だが、規模は縮小すべき

施設不要

例) 図書館や美術館は不要
(又は改築不要)

仮に規模縮小が前提だとしても…

【規模縮小の程度】

実施設計 1,996.71㎡

例1) 1,800㎡

例2) 1,200㎡

例3) 800㎡

現施設設計 615.61㎡

【縮小部分の考え方】

例1

他	他
美	美
図	図

図書館(本棚)部分を減らし美術館やその他の部分は設計どおり

例2

他	他
美	他
図	図

美術館部分は不要で、図書館部分やその他の部分は設計どおり

例3

他	美
美	美
図	図

キッズ・お話しコーナーやティーンズコーナーは不要

例4

他	?
美	?
図	?

具体的にどの部分とは言えないが、全体的な規模は縮小すべき

施設規模見直しにあたっての確認事項

- どこまでの議論に遡って、施設のどの部分を、誰が、何を基準(根拠)に、どの程度の規模へと見直すのか？ その具体的な方法やスケジュール、代替案はあるのか？
- 投票に「施設不要」や「規模拡大」を望む声が含まれる恐れはないか？ → 結果が正しく反映されるか？

▶ どの時点まで遡って見直すのか？

▶ 誰が・どのような手順やスケジュールで見直していくのか？

▶ 見直し後の施設規模の根拠や基準を示すことは可能か？

▶ どういった合意を得ながら見直していくのか？

- ▶ 住民投票条例(直接請求)の論点とされている施設規模は、議論を積み重ね、情報共有も図りながら「複合施設」として整備を進めてきた「文化的施設の根幹」に関わる重要な部分
- ▶ 実施設計で示している延床面積は「必要最低限」の施設規模であり、見直しはできない
- ▶ 施設規模の見直しを求めることは、単に施設規模だけの問題ではなく、検討委員会による協議や各種計画に疑義を唱えると同時に、議会における審議結果を否定することに等しい
- ▶ 条例案は、施設規模の「見直し」についての定義が曖昧 → 町民の意思を明らかにすることは出来ない → 結果的に「投票の結果を尊重」することが出来ない
- ▶ 規模見直しの具体的な方法や代替案等が全く示されていない中での投票は、町政に大きな混乱を招くと同時に、様々な面において多大な損失に繋がり兼ねない
- ▶ 住民投票条例が制定され、その結果として「施設規模を見直す」となれば、町(行政)としては、基本構想の議論にまで立ち返らざるを得ない
※これまでの経過や、見直すための具体的な方法や代替案等が示されていないといった状況等を踏まえると、これ以外に「選択の余地がない」との判断にならざるを得ない
- ▶ 結果として、町(行政)としては、この事業そのものを「中止」せざるを得なくなる



【結論】

住民の意思を尊重していくことは重要。とはいえ、上記に加えて、本体工事の入札まで進んだこのタイミングにおいて、住民投票を実施することは意義を見出し難く、住民投票は実施すべきではない

過去

H29～R元年度

R2～4年度

R5～6年度

未来

~~標準を上回る施設規模・華美な設備等~~

あるべき(目指すべき)姿

望ましい蔵書数の確保等による
生涯学習の拠点

多様な町民活動や交流による
まちづくりの拠点

収蔵資料の適切な保存と
活用による文化の継承

全ての人々が安心・安全で
円滑に利用できる環境



必要な施設規模

手 続

愛称全国公募

システム更新

用地取得・工事入札

サービス計画

専門職員採用

基本設計・実施設計

議会による予算の議決・計画承認・一般質問等

広報紙・チラシ・CATV等による情報提供

町民向け説明会・意見交換会・WS等の開催

計画等に対する意見公募手続×4回

施設の在り方・規模

基本構想・計画策定

根拠に基づく
施設規模の検討

4つの機能を備えた
複合施設

検討委員会による
施設の在り方検討

別紙参照

現在

現施設が抱える課題

施設の老朽化

狭小な施設と不十分なスペース

適切な管理が困難な収蔵庫

ユニバーサルデザインへの対応

設置根拠： 四万十町文化的施設検討委員会設置要綱（平成29年教育長告示第3号）

設置期間： 平成29年9月～令和2年3月

所掌事務： ①文化的施設の有効な活用に関すること
②文化的施設の整備に関すること
③その他、必要と認めること

構成委員： 15名（16名以内で1名欠員）



基本構想・基本計画策定

- ↑
- ・4つの機能の複合施設
- ・根拠に基づく施設規模
- ↑
- ・施設の在り方等の検討
- ・現状や課題等の整理

関係機関等

社会教育委員

図書館協議会委員

美術館運営審議会委員

文化財保護審議会委員

文化協会会員

子育て・教育関係者

保育所保護者会
連合会会員

小中学校PTA
連絡協議会会員

保育所長

小中学校長

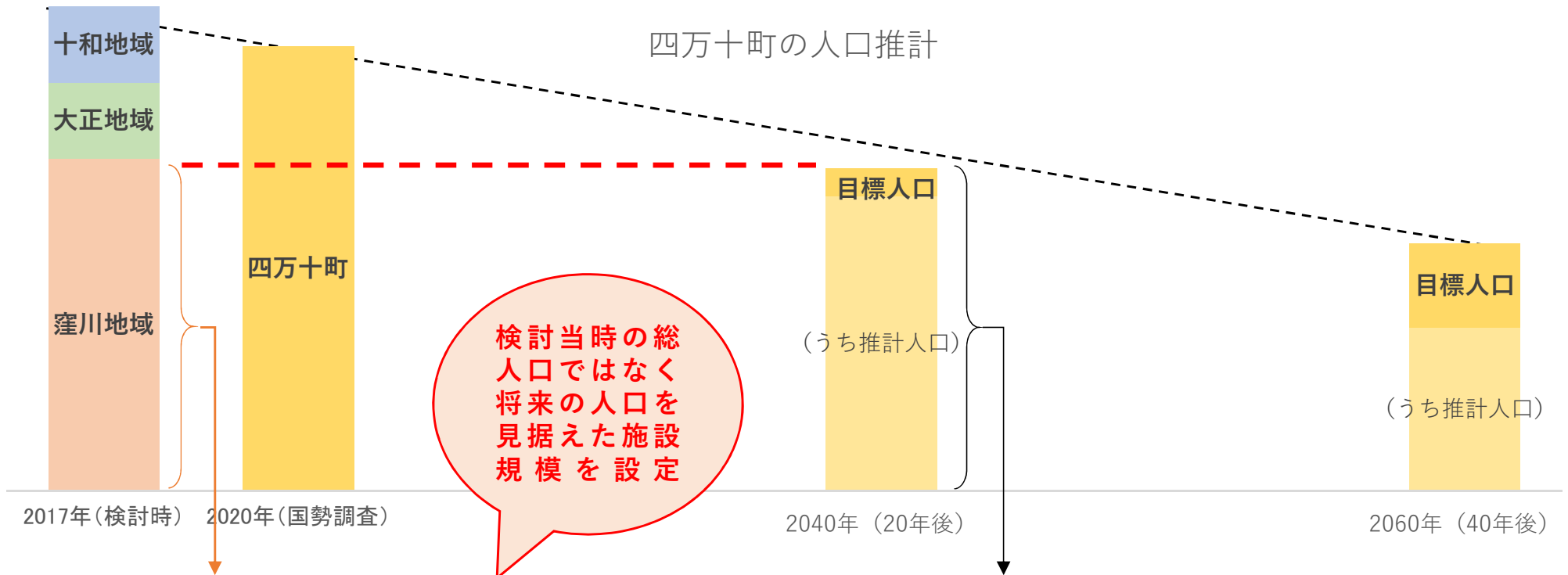
町内高等学校長

利用者・町民代表等

図書館・美術館利用者
(2名)

有識者

公募による者
(2名)



【根拠】施設規模の基準とした人口の考え方
 = 当時の窪川地域の人口約**11,900人**

【検証】適正な施設規模を判断するための人口の考え方（土地収用法手続）
 = 「当時の町総人口」と「40年後の目標人口」の平均=**12,936人**
 ※概ね20年後の目標人口

【算式】人口規模に応じた図書館部分の規模 = 図書館法に基づき、文部科学省が図書館の設置及び運営上望ましい基準を策定。さらに…
 公立図書館のあるべき姿等を定めたガイドラインに、人口に基づく数式が設定されている。
 ▶人口6,900人未満1,080㎡を最低とし、人口18,100人まで1人につき0.05㎡を加算
 = 1,080㎡ + (11,900人 - 6,900人) × 0.05㎡ = **図書館部分 1,330㎡**

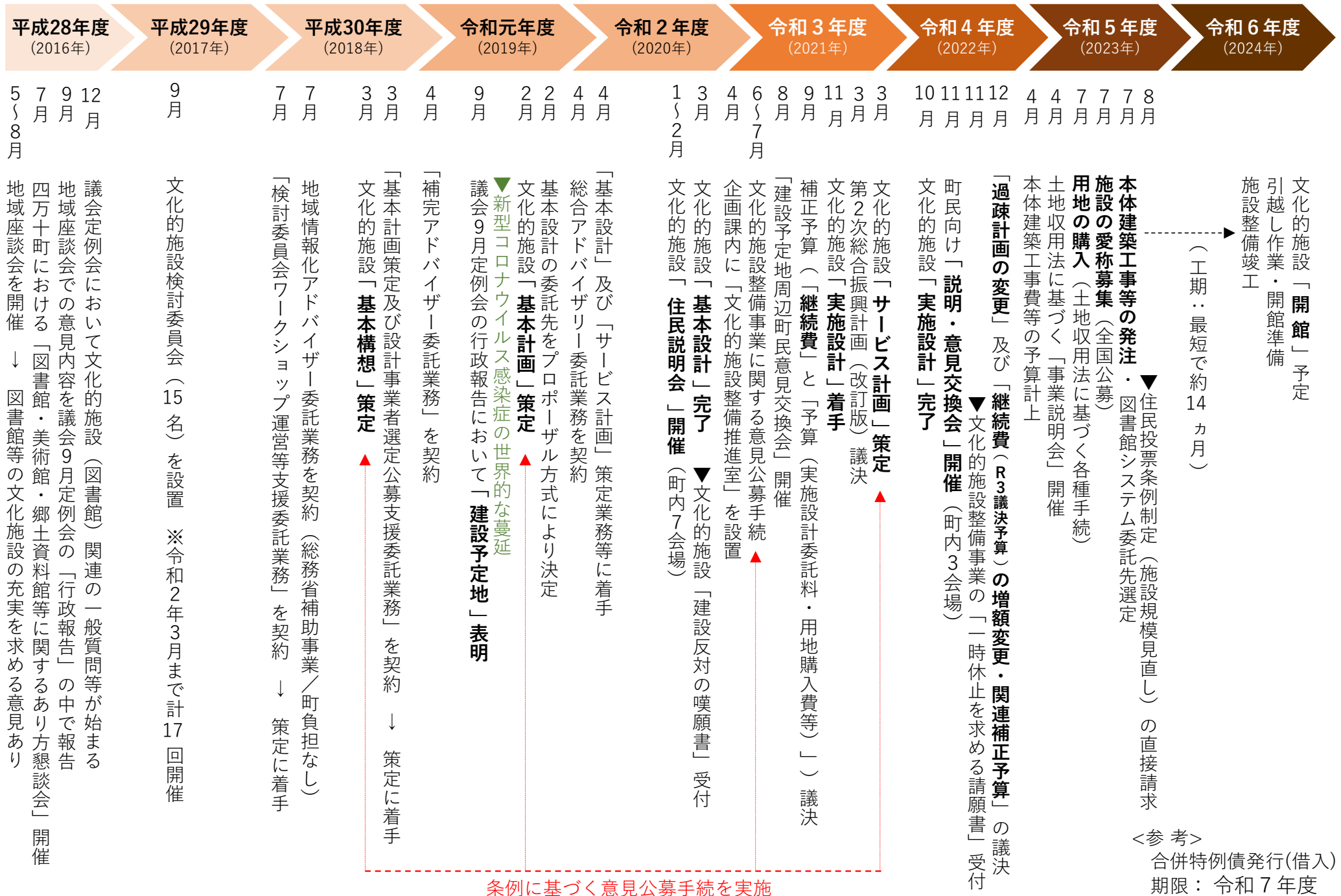
【参考】蔵書冊数については、現状での必要冊数として、将来の目標人口ではなく、現状の人口規模をもとに算定。人口規模に対して望ましいとされている蔵書冊数（文科省－図書館の在り方検討協力者会議がまとめた報告書において人口規模別に示された自治体あたりの蔵書冊数）を目標に整備 = **書架(本棚)等のスペースを確保**

美術館部分や展示機能 など

施設全体で **約2,000㎡**

これまでの経過及び今後の予定 (全体)

R05.08.31現在



これまでの経過（議会関係1／2）

※一般質問・各常任委員会を除く

R05.08.31現在
(R05.10.23修正)

平成28年度 (2016年)				平成29年度 (2017年)		平成30年度 (2018年)			令和元年度 (2019年)				令和2年度 (2020年)			続 く																					
9月	9月	12月	3月	9月	3月	6月	9月	9月	1月	3月	3月	6月	9月	9月	12月	2月	2月	3月	3月	3月	4月	9月	12月	1〜2月	3月	3月	3月	4月									
<p>平成29年度当初予算に「自由討議」において、図書館の充実等に対する意見あり 決算認定議案の「自由討議」において、図書館の充実等に対する意見あり 議会9月定例会の行政報告において「地域座談会での意見内容」について報告</p>				<p>平成29年度当初予算に「検討委員会謝金」等を計上↓全会一致で議決 議会定例会において文化的施設（図書館）関連の一般質問等が始まる</p>		<p>議会9月定例会において前年度決算を全会一致で認定 9月補正予算に「基本構想策定WSアドバイザー委託料」等を計上↓全会一致で議決 議会6月定例会の行政報告において「検討委員会での取り組み」について報告</p>			<p>令和元年度当初予算に「設計業務委託料」等を計上↓議決 （予算説明資料に16億8千5百万円余りの総事業費（見込）を提示） 3月補正予算で「繰越明許費」を議決 ▼町議会議員選挙執行（議員定数変更）</p>				<p>12月補正予算に「設計業務委託料の補正」等を計上↓全会一致で議決 議会9月定例会において前年度決算を全会一致で認定 議会9月定例会の行政報告において「建設予定地」を表明 議会6月定例会において「JR窪川駅前・町役場（西庁舎）前の再開発を求める要望書」を全会一致で不採択</p>				<p>令和2年度当初予算に「総合アドバイザー委託料」等を計上↓議決 3月補正予算で「繰越明許費」を全会一致で議決 議会3月定例会の行政報告において「基本計画の策定（意見公募結果）、基本設計の業者選定、今後のスケジュール」等について報告 基本設計の委託先をプロポーザル方式により決定 文化的施設「基本計画」策定</p>			<p>4月 「基本設計」及び「サービス計画」策定業務等に着手</p>			<p>議会9月定例会の行政報告において「基本設計業務の工期延長」等について報告 議会12月定例会において前年度決算（基本計画策定委託料等）を全会一致で認定</p>			<p>1〜2月 文化的施設「住民説明会」開催（町内7会場）</p>			<p>3月 令和3年度当初予算に「総合アドバイザー委託料」等を計上↓議決 議会3月定例会の施政方針・行政報告において「事業の位置付けや前年度の取組内容・令和3年度の補正予算計上予定」等について報告</p>			<p>3月 文化的施設「基本設計」完了 ▼企画課内に「文化的施設整備推進室」を設置 ▼文化的施設建設反対の「嘆願書」受付</p>			<p>4月</p>		



続き

6月 6月 6月 6月 8月 9月 9月 11月 12月 12月 12月 12月 3月 3月 3月 3月 3月 3月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 10月 11月 11月 11月 11月 12月 12月 12月 12月 1月 3月 3月 3月 6月 7月 7月 8月

10/23追記

▼施設規模の見直しを求める「住民投票条例」制定の直接請求
施設の愛称募集開始 (全国公募) 開始・図書館システム委託先選定
用地の購入・本体建築工事等の発注
 議会全員協議会において「本体建築工事の発注方法」「愛称募集」等について報告

令和5年度当初予算に「**施設本体建築工事費**」等を計上 ↓議決
 3月補正予算で「繰越明許費」「既決予算の精査(減額)」を計上 ↓**全会一致**で議決
 議会3月定例会の町長施政方針において「文化的施設に対する考え」について説明

▼町議会議員選挙執行
 議会12月定例会において前年度決算(実施設計委託料の前払金等)を**全会一致**で認定
 12月補正予算で、資材価格の高騰等に伴う「**継続費(R3年度議決予算)の増額変更**」及び「**関連補正予算**」を計上 ↓議決

議会に「**過疎計画の変更(文化的施設整備事業の追加)**」議案を提案 ↓**全会一致**で議決
 議会12月定例会の行政報告において「資材価格の高騰等に伴う補正(継続費の増額等) 予算の計上等」について報告

▼文化的施設整備事業の「一時休止を求める請願書」受付 ※議会にも提出あり
 議会全員協議会において「町民向け説明・意見交換会の結果報告、今後の予算計上予定と広報」等について説明

町民向け「**説明・意見交換会**」開催
 議員宛てに「町民向け説明・意見交換会の開催」について情報提供
 文化的施設「**実施設計**」完了

議会において「文化的施設整備事業に関する政策討論会」を開催
 議会9月定例会の行政報告において「総事業費等」について報告
 議会「合同常任委員会」において「総事業費と今後の方向性」等について説明

▼窪川中学校「子ども議会(文化的施設に関する模擬議会)」開催
 議会「合同常任委員会」にて設計者を交えた施設の内観イメージ(映像)に関する説明町長(3期目)所信表明において「文化的施設に対する考え」等について説明
 文化的施設「**サービス計画**」策定

令和4年度当初予算に「**施設の愛称募集経費**」等を計上 ↓議決
 ※10款「図書館・美術館費」の「移動図書館車購入費」に関する修正動議あり
 議会基本条例に基づき「**第2次総合振興計画(改訂版)後期基本計画**」を**全会一致**で議決
 3月補正予算で「既決予算の精査(減額)」を計上 ↓**全会一致**で議決

議会全員協議会において「事業の進捗状況」について報告
 議会3月定例会の行政報告において「事業の進捗状況」について報告
 議会12月定例会において前年度決算(用地測量、基本設計委託料等)を**全会一致**で認定
 12月補正予算で「既決予算の精査(減額)」を計上 ↓**全会一致**で議決

議会全員協議会において「基本設計からの変更点、アンケート結果、意見交換会の状況、サービス計画案」等について説明
 議会12月定例会の行政報告において「事業の進捗状況」について報告

文化的施設「**実施設計**」着手
 9月補正予算で「**継続費**」と「**実施設計委託料・用地購入費**」等を計上 ↓議決
 ※「実施設計委託料」「用地購入・移転補償費」予算に関する修正動議あり
 議会9月定例会の行政報告において「事業の進捗状況」について報告

議会全員協議会において「サービス計画(素案)の概要、意見公募手続における意見の状況、9月補正予算計上予定の内容及び今後の対応方針」等について説明
 議会において文化的施設整備事業の「見直しを求める陳情書」を受理 ↓不採択

6月補正予算で「サービス計画意見交換会謝金」を計上 ↓**全会一致**で議決
 議会全員協議会において「事業等に対する意見公募手続」の実施について説明
 議会6月定例会の行政報告において「整備事業の状況」を報告

これまでの経過（町民向けの取り組み1／3）

R05.08.31現在

平成28年度 (2016年)	平成29年度 (2017年)	平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	続く
5月 7月 9月 12月	9月	7月 7月 7月 8月 9月 9月 10月	3月 3月 4月 5月 7月 8月 9月 11月	1月 2月 2月 4月 4月 6月 8月 9月 10月 11月 11月 11月 11月 1月	1月 1月 2月 3月 3月 3月
議会定例会において文化的施設（図書館）関連の一般質問等が始まる 地域座談会での意見内容を議会9月定例会の「行政報告」の中で報告 四万十町における「図書館・美術館・郷土資料館等に関するあり方懇談会」開催 地域座談会を開催 ↓ 図書館等の文化施設の充実を求める意見あり	文化的施設検討委員会（15名）を設置 ※令和2年3月まで計17回開催	「検討委員会ワークショップ運営等支援委託業務」を契約 ↓ 策定に着手 地域情報化アドバイザー委託業務を契約（総務省補助事業／町負担なし） 七ヶ・ワークショップ（天候不良により中止） 街歩きワークショップ（1回目）実施 中高生ワークショップを実施	「基本計画策定及び設計事業者選定公募支援委託業務」を契約 ↓ 策定に着手 文化的施設「基本構想」策定 「補完アドバイザー委託業務」を契約 「基本計画策定及び設計事業者選定公募支援委託業務」を契約 ↓ 策定に着手 ストリーづくりワークショップ実施 街歩きワークショップ（2回目）実施	基本設計の委託先をプロポーザル方式により決定 文化的施設「基本計画」策定 窪川小学校「子ども議会（四万十町の新しい文化的施設の整備について）」開催 イベント「米こめフェスタ」ブース出展 ▼新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延 議会9月定例会の行政報告において「建設予定地」表明 講演会「『つながる図書館』から『町の未来をこの手でつくる』まで」開催 図書館フォーラム（こわくいおはなし会・文化的施設を考えるシンポジウム）開催 講演会「新しい文化的施設とまちづくり」開催 「基本設計」及び「サービスクラス計画」策定業務等に着手 総合アドバイザー委託業務を契約	文化的施設「基本設計」完了 ▼文化的施設「建設反対の嘆願書」受付 ケーブルテレビ行政放送の放送（まちと教育 後編） ケーブルテレビ行政放送の放送（町長より文化的施設の説明） 文化的施設「住民説明会」開催（町内7会場） 区長会において説明及び意見交換実施（町内9会場） ケーブルテレビ行政放送の放送（まちと教育 前編） ケーブルテレビ行政放送の放送（まちと建築 後編） ワークショップ「四万十町のまちの記憶を探る」（2回目）実施 ワークショップ「わたしたちの文化的施設を知る・考える」開催 シンポジウム「プログラミングワークショップ実施 ロボット・プログラミングワークショップ実施 ワークショップ「四万十町のまちの記憶を探る」（1回目）実施 ケーブルテレビ行政放送の放送（基本設計業者紹介・まちと建築 前編） ケーブルテレビ行政放送の放送（基本設計業者の紹介）

これまでの経過（町民向けの取り組み3 / 3）

R05.08.31現在

続き

令和5年度
(2023年)

4月 4月 4月 5月 5月 7月 7月 7月 7月 8月 8月

本体建築工事費等の予算計上

土地収用法に基づく「事業説明会」開催

移動図書館車の巡回開始（町内22か所）

イベント「よってこい四万十」へのブース・移動図書館車出展

イベント「しまんとワイワイ広場（十和）」へのブース・移動図書館車出展

用地の購入（土地収用法に基づく各種手続）

イベント「しまんとワイワイ広場（大正）」へのブース・移動図書館車出展

本体建築工事等の発注・図書館システム委託先選定

施設の愛称募集開始（全国公募）

イベント「四万十駄場フェス」の開催

▼住民投票条例（規模見直し）制定の直接請求

イベント「四万十大正あゆまつり」へのブース・移動図書館車出展

【その他の取り組み】

項目	概要	回数等
広報	チラシ「四万十町の新しい文化的施設」の発行【R3.3～】	No.1～No.26
	広報紙「四万十町通信」での連載【R3.11～】	No.1～No.21
	公式HPでの情報公開（各種説明資料、会議録、意見公募など）	—
	SNSによる発信（Facebook、公式LINE）	—
	ケーブルテレビ文字放送による発信	—
関係機関との協議	元文化的施設検討委員会【R3.8～R3.11】	3
	教育委員会【R3.4～】	16
	社会教育委員会【R3.7～】	4
	図書館協議会【R3.5～】（うち1回は美術館運営審議会との合同開催）	11
	美術館運営審議会【R3.6～】（うち1回は図書館協議会との合同開催）	9
	文化財保護審議会【R3.6～】	4
	校長会【R3.4～】	3
	保育所長会【R3.8～】	1
	区長連絡会【R3.4～】	3
	合計	54
各種団体との意見交換	（一社）高知県木材協会/しまんと街おこし応援団/窪川中PTA総会/高知県建築士会四万十支部総会/婚活協議会総会/十和地域（育つ会とおわ等）/十和地域まちづくり推進協議会/十和地域観光推進協議会/十和地区民生児童委員協議会定例会/昭和小地域コーディネーター/障害者連盟役員会/食生活改善推進協議会/大正（田野々）読み聞かせグループ/観光協会理事会/商工会総会/町民有志グループ/文化協会窪川支部/文化協会十和支部/文化的施設建設反対運動実行委員会/歴史を学ぶ会/連合婦人会総会/連合婦人会理事会【R3.4～】	23団体29回

土地収用法に基づく事業認定申請【高知県知事】

■事業認定申請書の作成

- ・第18条第2項第4号の規定に基づく照会（電柱、電信柱の土地を起業地への編入することに関する確認）【四国電力送配電株式会社・西日本電信電話株式会社】
- ・建設予定地周辺に生育する希少種（植物）の確認【高知県林業振興・環境部 自然共生課】
- ・建設予定地における埋蔵文化財としての遺跡の所在可能性の確認【四万十町教育長（高知県歴史文化財課）】
- ・第15条の14の規定に基づく事業説明会の開催

■高知県知事に対し、事業認定を申請

■申請書の公告・縦覧

■高知県による認定

租税特別措置法に係る事前協議【高知税務署】

建設予定地に係る民有地の売買契約【地権者2名】

入札方法に関する協議【内部】

本体新築工事の入札

- 建築主体
- 電気設備
- 機械設備

その他の工事や委託契約等の発注手続

文化的施設情報システム構築に関する情報提供依頼（RFI）

図書館・美術館システムの導入に向けた検討【内部】

図書館情報システムの構築に向けた委託業者の選定（公募型プロポーザル方式）

など